

平成 23 年第2回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成23年5月23日 開 議 午前9時30分

大岡議長	<p>おはようございます。昨日は、校区によれば運動会のところもあったと思いますけれども、各議員におかれましては大変お疲れ様でございました。</p> <p>ただ今の出席議員は16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。</p> <p>ご報告をいたします。</p> <p>去る5月6日、末武副議長、橋田議員から議員辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、5月6日、失礼しました。取り消し。5月9日議長において許可をし、郵送、5月10日に辞職をされました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>招集者であります、町長のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>町長 栗田隆義君。</p>
栗田町長	<p>それでは、本日は、皆さん、おはようございます。</p> <p>梅雨入りを思わせるような天気が続いておりますが、本日は平成23年第2回まんのう町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆さん方には、公私共に大変お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、上程させていただいておりますのは、議案3件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
大岡議長	<p>日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。</p> <p>事務局長 青野進君。</p>
青野議会 事務局長	<p>それでは、ご報告申し上げます。</p> <p>町長から地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分議案3件を受理いたしました。</p> <p>次に、まんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく、議員提出、意見書1件を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
大岡議長	<p>議会報告を終わります。</p>

	大岡議長	<p>ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。</p>
日程第2		<p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において15番 川原茂行君、16番 高木堅君を指名いたします。</p>
日程第3		<p>日程第3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。 これにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって会期は1日間と決定いたしました。 ここで、暫時休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前 9時38分)</p>
日程第4		<p>それでは休憩を戻しまして、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前10時35分)</p> <p>日程第4 副議長の選挙を行います。 お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「異議あり」の声あり） 異議がありましたので、副議長の選挙は投票を行います。 選挙は投票で行います。 議場の出入り口を閉めます。 （事務局 議場閉鎖）</p>

大岡議長	<p>ただ今の出席議員は16人です。</p> <p>次に、立会人を指名します。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 川西米希子君及び2番 田岡秀俊君を指名します。</p> <p>投票用紙を配ります。</p> <p>念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の指名を記載願います。</p> <p>なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただくよう特にご注意申し上げます。</p> <p>(投票用紙配布)</p> <p>投票用紙の配布漏れはありませんか。</p> <p>ないようでありますので、配布漏れなしと認めます。</p> <p>投票箱を点検します。</p> <p>(投票箱点検)</p> <p>異常なしと認めます。</p> <p>ただ今から、投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順番に投票願います。</p>
青野議会 事務局長	<p>それでは読み上げさせていただきます。</p> <p>1番 川西米希子議員、2番 田岡秀俊議員、3番 合田正夫議員、4番 白川正樹議員、5番 本屋敷崇議員、6番 関洋三議員、7番 白川年男議員、8番 白川皆男議員、11番 大西樹議員、12番 藤田昌大議員、13番 三好勝利議員、14番 大西豊議員、15番 川原茂行議員、16番 高木堅議員、17番 谷森哲雄議員、18番 大岡議長。</p>
大岡議長	<p>投票漏れはありませんか。</p> <p>投票漏れなしと認めます。投票を終わります。</p> <p>開票を行います。</p> <p>1番 川西米希子君及び2番 田岡秀俊君、開票の立会をお願いします。</p> <p>(事務局 開票)</p> <p>選挙の結果を報告します。</p> <p>投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。</p> <p>そのうち、有効投票14票、無効投票2票です。</p>

<p>日程第 6</p>	<p>大岡議長</p> <p>青野議会 事務局長</p> <p>大岡議長</p> <p>栗田町長</p>	<p>議会選出協議会委員の選出の決定については、どのような方法でいたしましょうか。 （「正・副議長に一任」の声あり） 正・副議長に一任ということでございますので、各議員さんのご意見を十分に拝聴いたしまして、決定してよろしいでしょうか。 （「はい。」の声あり） 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。 それでは、議場の時計で1時10分まで休憩をいたします。 (休憩 午後1時02分)</p> <p>休憩を戻しまして、会議を再開いたします。 (再開 午後1時10分) 休憩中におきまして、正・副議長において議員のみなさんのご意見を拝聴しながら決定いたしました。 事務局長より発表いたします。 それでは、発表させていただきます。 まず、12番目 まんのう町農業振興地域整備促進協議会 川原茂行議員さん。 21番 県道丸亀三好線改良推進協議会 白川皆男議員さん、田岡秀俊議員さん。 23番、財田川沿岸防災協議会 白川正樹議員さんです。以上です。 ただ今、事務局長において発表したとおり、日程第5 議会選出協議会委員の選出について、発表のとおり決することにご異議 ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、決定をいたしました。 日程第6 議案第1号 専決処分の承認について、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。 ただ今上程されました議案第1号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について、提案理由 の説明を申し上げます。</p>
--------------	--	--

栗田町長	<p>これにつきましては、本年の3月29日に国会にて成立しました地方税法の一部改正に伴い、まんのう町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりました。これに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては、税務課長より説明させますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。</p>
大岡議長 三好税務課長	<p>税務課長 三好定君。 ただ今上程されました議案第1号の専決処分、まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認について、主な内容の説明をさせていただきます。</p>
大岡議長	<p>今回は国民健康保険税の限度額のみでございまして、平成22年4月1日に、去年4万円引き上げましたが、それに引き続きまして、本年度も改正するものであります。現在、国民健康保険税の課税限度額につきましては、3区分に分かれており、医療保険分、介護保険分、後期支援分、合わせまして73万円が最高限度額となっておりますが、その引き上げ額の内訳といたしまして、医療保険分の50万円を1万円引き上げまして51万円とし、介護保険分の10万円を2万円引き上げまして12万円、また後期高齢者支援分の13万円を1万円引き上げまして14万円といたしまして、限度額全体といたしまして4万円引き上げまして、77万円に改正するものであります。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
大岡議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 質疑はありませんか。 5番 本屋敷崇君。</p>
本屋敷議員	<p>何点か質問させていただきます。3月29日の国会の一部改正ということですがけれども、不勉強で申し訳ないんですが、その内容を教えていただきたいのと、あと国民健康保険税を上げる場合であれば、国民健康保険の審議会が必要となりますけれども、審議会の開催状況と審議会での話し合われた内容、あとですね、収入額の変動がどれぐらいあるのか。あと、対象者がどれぐらい変動するのかの、この4点お願いします。</p>
大岡議長 三好税務課長	<p>税務課長 三好定君。 本屋敷議員の質問にお答えいたします。 3月29日に、国会にて成立した地方税の一部改正ということでございます。これにつきましては、もう地方税法に関するものは国民健康保険税条例のみでございましたので、今回、町条例に関する国民健康保険税だけでございました。あと、所得税に絡</p>

三好税務課長	<p>む分は多少ありましたが、それについては、ちょっと、今ちょっと手元に資料ありません。地方税法に関係するのは、国民健康保険税条例のみでございました。</p> <p>それと、今現在の最高限度額者の対象ということでございます。今現在におきまして、最高限度額の73万円にいらっしゃる方は44名でございます。それによって、今回4万円上げたことによりまして、いかほど収入が増えるかということだろうと思います。これにつきましては、概ね最高限度額を超えている方は、相当、所得とか、資産割が高いということでございますので、実質、ほとんど、この44名が4万円上がったということで、下がるとかいうことではないという、想定いたしておりますので、概ね170万、80万近くの税収の国保税の確保ということにはなろうかと思っております。</p> <p>ご承知のように、国会が29日ということでございますので、どうしても施行日が23年4月1日ということで、議会等も開く時間的余裕がもうありません。税制につきましては、ほとんど専決処分という形にならざるを得ないのが実情でございます。以上です。</p>
大岡議長 竹林福祉保険課長	<p>福祉保険課長 竹林昌秀君。</p> <p>国保運営審議会における審議でございますが、2月にご説明を申し上げて了承をいただきました。こうした条文の新旧対照表はできていませんでしたので、議案として出しているわけではありませんが、新年度においてこのような取り組みを行うという了解済みであります。なお、同審議会においてはですね、質問と発言はなくて、当方の説明のままご了承いただきました。なお、政府においては社会保障費関係と税と一体となった審議中でありまして、方向性としては所得の低い方のを、税率とか上げても増収に繋がらないから、高い方への累進課税の方向に論議は進んでいるようです。</p> <p>なお、今マスコミで報道されているレベルしか私は存じておりませんが、窓口負担をですね、1割のところを2割に本則どおりに戻す報道がされておりますが、国とか県とかから私共に説明があったわけではございません。以上でございます。</p>
大岡議長 本屋敷議員	<p>5番 本屋敷崇君。</p> <p>すみません。国会の条例の一部改正の方の内容。国民健康保険税条例しか対象じゃないっていうのは分かったんですけども、多分条例の中身においてですね、国民健康保険の収入が少ない町っていうのは上げていきなさいよというような、でない、町の方の補助金が減りますよとか、そういう関係の条例を適用しての引き上げやと思うんですけども、その中身をね、改正した中身は、何を受けてこれをしたのかと。それか、ただ限度額を上げてもいいですよという国会の条例の変動なのか。多分、国保のね、上げてもいいですよっていうところの条例の変更であれば、上げた地域と上げてない地域があると思うですよ。当然、うちは上げた地域ですけども。その内容で、うちの上げなければいけない理由って言うのもね、できればご説明していただければ、議会とし</p>

<p>本屋敷議員 大岡議長 三好税務課長</p>	<p>では分かりやすい。 税務課長 三好定君。 国民健康保険税の限度額ということでございます。これにつきましては、一応、去年も同じでございますが、毎年、国の方の政令等で事前にこういうことの、事前通知が国民健康保険施行令の中の改正という形で、改正の内容につきましては、賦課限度額の見直しということでございます。それのみでございます、あとの、どういいますか、その中身的にそれをしなければどうか言うそれは全くありません。ちなみに、もし、これをしない場合、引き上げをしない場合につきましては、国保税の調整交付金等につきまして、多少、ペナルティ的な補助金が削減というか、減るというようなことは聞いております。いずれにしても、今回の場合につきましてはもう、改正の内容は賦課限度額の見直しのみということで、もう改正減を4月1日から施行すると言うことで、他の内容的なことについては今回来ておりません。はい。以上でございます。</p>
<p>大岡議長 本屋敷議員</p>	<p>5番 本屋敷崇君。 賦課限度額の引き上げを国の方ですというふうに決まっておりますね、うちの方の町としては賦課限度額を上げた。180万程度の増収を見込むということですが、それを見込まなければいけないほどに、うちの国保関係の税収状況は厳しいという認識でよろしいですか。</p>
<p>大岡議長 三好税務課長</p>	<p>税務課長 三好定君。 給付の方との関係もありますが、いずれにしても、近年、医療費等も高騰ということで、非常にもう、実質、できるだけ上げるというたらあれなんです。今回これにつきましては、高い所得のある人からはもう少し取れと、累進という形の上げ方ということでございます。上げられる範囲はできるだけ上げる形が、本来望ましいということで、まあ一般会計からどンドンどンドン繰り入れするのはどうかなという形の中で、去年も上げて、今年も所得の多い人なり、方からはどンドン取れというような内容じゃないかと、私は把握しております。以上です。</p>
<p>大岡議長</p>	<p>他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。</p>

三好税務課長	<p>これにつきましては、まんのう町全域が平成22年4月1日に過疎地域に指定されたことによりまして、施行されていた町税の特別措置条例の一部改正を行うものでございます。この条例は、過疎地域自立促進特別措置法に規定するまんのう町内において、製造業等を新設または増設したものに対し、固定資産税の課税の免除をすることができるという内容であります。この適用を受けた場合には、交付税措置としての減収補填制度があります。その条例の中の附則にて、その適用期限が今まで23年3月31日に効力を失うということを表示されておりましたが、その適用期限をさらに2年間延長し、平成25年の3月31日に効力を失うということのみの一部改正であります。ご承認よろしく願いいたします。</p>
大岡議長	<p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>これより、討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第2号 専決処分の承認について、まんのう町過疎地域における町税の特別措置条例の一部改正についての件を採決いたします。</p>

<p>三好税務課長</p> <p>大岡議長</p>	<p>残りの期間につきまして、引き続き税額控除が適用できることにするという内容であります。これにつきましては、施行日が平成24年1月1日となっております。なお、この税制に該当する方は、東日本大震災に被災された方が、まんのう町に、もし転入してきた場合に、申告等があれば、その適用ができるという制度であります。現時点では、東日本大震災に被災された方で、転入してきた方はいないということでございます。ご承認よろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいります。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>これより、討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。</p> <p>これより、議案第3号 専決処分の承認について、まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>異議なしと認めます。</p>
---------------------------	---

<p>日程第9</p>	<p>大岡議長</p> <p>藤田議員</p> <p>大岡議長</p>	<p>よって、本案は原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第9 意見書第1号 環太平洋経済連携協定TPPへの参加に慎重な対応を求める意見書案を議題といたします。</p> <p>提出者から提案理由の説明を求めます。</p> <p>まんのう町議会議員 藤田昌大君。</p> <p>それでは、意見書第1号のですね、提案理由を説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>環太平洋経済連携協定TPPへの参加に慎重な対応を求める意見書案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。</p> <p>提出者 藤田昌大、賛成者 谷森哲雄、同じく高木堅君であります。</p> <p>提案理由としましては、TPPはすべての物品の関税を原則撤廃し、それによって国内の農林漁業生産額の減少・食糧自給率の低下などをはじめ、農山漁村の維持・存続を根底から揺るがすことになりかねない。TPPへの参加については、国民に対し十分な説明責任を果たすとともに、国会での審議等を通じ、国民の合意が得られるよう慎重に検討すること。</p> <p>また、国際貿易交渉に当たっては、特に農業分野に関しては、食の安全確保と安定的な供給はもとより、食糧自給率の向上、農林漁業の振興等を損なうことのないように対応すること。</p> <p>なお、意見書本文につきましては、内容につきましてはお手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。</p> <p>これより、質疑にはいりません。</p> <p>質疑はありませんか。 (白川年男議員着席 午後1時35分)</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今議題となっております意見書第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
-------------	-------------------------------------	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年5月23日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--